



第 34 回

手形小切手について(5)

人的抗弁の切断

手形は売買代金の支払いなど何らかの原因関係に基づいて振り出されます。ですから、手形で代金は支払ったが、納入された商品が偽物だった場合、買主(手形振出人)は代金の支払いを拒否できるはずで、しかし、こうした振出人の抗弁は売主に對しては言うことができませんが、その手形を事情を知らずに受け取った第三者には主張できません。それを「人的抗弁の切断」と言います。

善意取得について

相手方が正当な所持人であることと重過失なく誤信して、無権利者から手形・小切手を受け取った場合でも、手形・小切手上的の

権利を取得します。裏書が連続していることが必要です。これを「善意取得」といいます。ここに「善意」とは、道徳的意味の善意ではなく、知らなかったことを言います。

手形・小切手は、転々譲渡されるため、取引の安全を図る趣旨で定められたものです。

手形・小切手の時効

この項の最後に手形・小切手の時効について説明します。

これまでの説明から分かりますように、手形・小切手上的の権利は非常に強力です(例えば6か月内2回不渡の場合の銀行取引停止処分など)。ですから、債務者が不利な立場に立つのをなるべく早く解放するために、同権利については、短期消滅時効が定められています。

①約束手形の振出人(又は為替手形の引受人)に対する請求権の消滅時効は、支払期日(満期日)から3年です。
(注意:手形上の権利はこの期間時効消滅はしません、支払

呈示期間を過ぎてしまうと、裏書人に対する遡求権の行使ができなくなります。また、銀行への取立委任ができず直接振出人に手形を呈示しなければならず、振出人が支払を拒否しても不渡処分は受けません。)

②小切手支払人に対する請求権の消滅時効は、呈示期間経過後1年です。

③手形所持人の前者(裏書人)に対する請求権(遡求権)の時効は、支払期日から1年です。

④小切手所持人の前者(裏書人)への遡求権の時効は、呈示期間経過後6か月です。

⑤償還(手形・小切手金額を支払って手形・小切手を受け戻すこと)をした裏書人の前者に対する遡求権の時効は、手形・小切手を受け戻した日または、その者が訴えを受けた日から6か月です。

時効の中断

手形上の権利の時効消滅を中断するためには、民法上の請求、承認、差押え、仮差押え、仮処分、訴訟告知があります。

ただし、裁判外で請求をしたときには、同請求から6か月以内に裁判上の請求(訴訟提起)をしなければ、時効中断とはなりません。注意が必要です。

利得償還請求権

手形・小切手上的の権利は、時効によって消滅した場合でも、そのことによって義務者が利得を得ているときは、所持人又は義務者に対して、利得(手形上の債務の消滅により消滅した既存の原因債務に相当する利得)の償還を請求することができます。

(原因債務とは、手形債務の発生の原因となった取引における債務のこと)

ただし、原因債務が時効消滅していたときは、請求できません。この場合の利得は、原因債務の時効消滅の効果として生じているものであり手形上の権利として保護を与える必要がないからです。

※「手形・小切手について」は、今回で終了です。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09
予約受付:年中無休 7時~24時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広島白鳥線縮景園前徒歩1分
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 アーバンビュージェランドタワー隣

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー
第7回「不動産取引における注意点」講師:弁護士 柴橋 修
不動産売買や不動産賃貸借などの不動産取引において、さまざまなトラブルが発生しておりますが、不動産取引に関する法的知識があれば、事前にトラブルにならないよう対策を立てることができます。また、不動産取引においてトラブルが発生してしまっても迅速に解決を図ることができます。
日時:平成25年1月24日(木) 18:30~ 会場:広島パシフィックホテル
詳しくは当事務所HP「お知らせ」企業法務セミナー情報をご覧ください。

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!